
吸収分割に係る事後備置書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び同法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく書面)

(吸収分割)

2024 年 12 月 1 日

楽天グループ株式会社

楽天インサイト株式会社

2024 年 12 月 1 日

楽天グループ株式会社
代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

楽天インサイト株式会社
代表取締役社長 渡邊 秀文

楽天グループ株式会社（以下「楽天」といいます。）と楽天インサイト株式会社（以下「楽天インサイト」といいます。）とは、2024 年 10 月 17 日付吸収分割契約書（以下「本件吸収分割契約書」といいます。）に基づき、楽天を吸収分割会社、楽天インサイトを吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を実施しました。会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び同法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2024 年 12 月 1 日

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

本件吸収分割は、会社法第 784 条の 2 但し書きに定める場合に該当するため、株主には会社法第 784 条の 2 の規定に基づく請求権がありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本件吸収分割は、会社法第 785 条第 1 項第 2 号に定める場合に該当するため、会社法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

楽天は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

楽天は、楽天インサイト株式会社に承継される債務について併存的債務引受を行っているため、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

本件吸収分割は、会社法第 796 条の 2 但し書きに定める場合に該当するため、株主には会社法第 796 条の 2 の規定に基づく請求権がありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

楽天インサイトは、会社法第 797 条第 2 項第 2 号括弧書の規定に基づき、楽天インサイトの全株式を保有する特別支配会社である株主に株式買取請求権はないため、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づく株主からの株式買取請求はございませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

楽天インサイトは、会社法第 799 条第 2 項の規定に従い、2024 年 10 月 17 日付官報により公告を行うとともに知れている債権者に対して各別の催告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収分割により承継した重要な権利義務

（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

楽天インサイトは、2024 年 12 月 1 日付で、楽天から、本件吸収分割契約書に定める権利義務を承継しました。

5. 本件吸収分割に係る変更登記をした日

（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2024 年 12 月 2 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項

（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上